

民間企業が提供する学生寮との提携について

提携のための要件

- (1) 1棟全室において、入居できるのは本学関係者とする。
- (2) 外国人留学生・日本人学生混在型の提携国際交流寮としての機能※1を有する。
- (3) 本学の学生のほかに本学の招へい外国人研究者も入居できる。
- (4) 常駐スタッフやRA（レジデント・アシスタント※2）制度があり、寮生の日々の生活を支援する。
- (5) 空室保証の設定がないこと。
- (6) 本学の各キャンパスから徒歩圏内（2 km程度）であること。

※1 国際交流のためのスペースを設置している。

※2 寮内のコミュニケーションの活性化を支援する寮生のリーダーのこと。